

社会医療法人 甲友会
介護付有料老人ホームやすらぎ

事業運営規程

社会医療法人甲友会（以下「事業者」という）は、介護付有料老人ホームやすらぎ入居契約書第 7 条に基づき、次のとおり利用規程を定めるものとし、事業者、入居者及び身元引受人はこれを遵守する。

1. 入居までの金銭の支払について

(1) 入居一時金、管理費、家賃の支払方法は次のとおりとする。

- ① 入居者は、契約締結後、入居開始予定日の 1 週間前までに入居一時金及び管理費・家賃の日割り計算したものを事業者を支払う。
- ② 入居者は、①の支払について、指定の金融機関口座に振込むものとする。振込手数料は入居者にて負担する。

2. 各種サービスについて

(1) 健康管理、治療への協力、介護・生活支援、食事、生活相談・助言及びその他サービスについては、重要事項説明書に定める。

(2) 財産管理について

- ① 入居者は、入居者の財産管理（金銭を含む）については自らがこれを行う。

3. 費用の負担について

(1) 管理費（税別）については、下記月額費用を徴収する。

2～4 階	135,300 円
5 階	140,425 円

※2 人入居の場合は、上記月額費用に加え管理費用として 43,050 円（税別）を徴収する。

※暦月で不在期間が 15 日（2 月は 14 日）以上の場合の管理費は、半額とする。

※自立者は、自立支援費用として月額 40,000 円（税別）（2 人目は 20,000 円（税別））を別途徴収する。

自立支援とは、要支援予防のため、通院・公共施設での手続き・買い物代行及び日々の入浴準備・清掃等の生活援助をいう。

※2022 年 3 月 31 日までにご入居の方は、別添 1 のとおり所定の金額を管理費から減額する。

(2) 食費（税別）

食費 1 人当り：66,600 円／月（1 ヶ月 30 日の場合）

食費内訳：528 円（朝食）、740 円（昼食）、847 円（夕食）、105 円（おやつ）

※おやつは軽減税率の対象とはなりません。

※1 日の食費内訳により軽減税率の対象となる場合があります。

(3) 有料サービス

入居者は、別添 2 の「介護サービス等の一覧表」に基づく単価に、利用時間もしくは利用回数を乗じた金額を負担する。

(4) 消費税等の取扱について

事業者は、管理費、食費について、消費税等を加えて請求する。消費税等の税率が変更となった場合はこれに従う。

(5) 「月額費用」の支払について

- ① 事業者は、翌月 15 日までに当月分の「月額費用」の請求書を入居者、または身元引受人に通知する。
- ② 事業者は、指定の金融機関口座より「月額費用」を引き落とすか、または指定の金融機関口座へ払込みを求めるものとする。
- ③ 入居者、身元引受人は、「月額費用」の支払に関する証明書の発行を事業者を求めることができる。この場合、入居者、身元引受人は、証明書の提出先及び提出理由を事業者に書面にて通知する。

(6) 日割り計算について

- ① 日割り計算を行う場合、当該月日数にて計算する。また 1 円未満の端数は切り捨てる。
- ② 日割り計算の対象となる費用は、管理費、家賃及び入居一時金とする。

(7) 入退去時の取扱について

- ① 事業者は、入居者が月の途中に入居した場合、管理費及び家賃入居月分を日割りにて計算し請求する。入居者は入居開始予定日の 1 週間前までに支払う。なお、入居した日は請求日数に含む。
- ② 事業者は、月の途中で契約が終了し退去した場合、契約終了日を使用日数に含めて計算し、入居者もしくは身元引受人に請求または返金する。

(8) 不在期間について

- ① 外泊、入院等により、ホーム内に 24 時間不在の場合に限り不在期間として取扱う。
- ② 不在期間は、暦月で不在期間が 15 日（2 月は 14 日）以上の場合の管理費は半額とする。

4. 入居中の注意事項について

(1) 専用居室の利用方法について

- ① 入居者は、この契約に基づき利用権を与えられた居室を専用居室として排他的に使用できる。従って入居者は、他の入居者の専用居室に許可なしに立ち入ることを禁ずる。
- ② 入居者は、ホームが共同住宅であることを十分に考慮した上で、隣接居室等他の入居者に不快な思いをさせることのないよう、騒音、臭気等に充分注意して利用するものとする。
- ③ 事業者は、専用居室利用に関する入居者間の諸問題に対し、各当事者の意見を聞いた上で、解決策を提示するよう努力する。
- ④ 入居者は、専用居室内で使用するカーテンや寝具類について、防災の観点から可能な限り不燃性のものを使用するものとする。

(2) 共用施設の利用方法

共用施設の利用方法については別に定める。

(3) 第三者の立ち入り及び宿泊について

- ① 入居者は、事業者の同意なしに、入居者以外の者（以下「第三者」という）をホーム内に立ち入らせてはならない。
- ② 入居者は、事業者の同意を得てホーム内にいる第三者（以下「ゲスト」という）に、ホーム利用に関して、契約書、重要事項説明書及び事業運営規程（以下「運営規程等」という）を遵守させることとする。
- ③ 事業者は、ゲストを、その負うべき責任において入居者と同等に扱う。また、ゲストに運営規程等に反する行為があった場合、事業者は、入居者が運営規程等に違反したものとみなす。
- ④ 入居者は、ゲスト宿泊時のホーム利用料として次の料金を負担する。
宿泊費用 専用居室利用時：有料
1人1回あたり：22,000円（税別）
1人あたり食費：有料（税別）
朝食：528円、昼食：740円、夕食：847円、おやつ：105円／日
※食事は事前予約（3日前）が必要です。
- ⑤ 事業者は、④の費用に消費税等を加算して、入居者の「月額費用」と合わせて請求し徴収する。

(4) 外泊について

- ① 入居者は、外泊する場合、ホーム出発日時及びホーム帰着日時を事業者に通知するものとする。
- ② 入居者は、ホーム帰着日時が変更になった場合、事業者に通知するものとする。

5. 成年後見制度利用について

(1) 任意後見制度について

身元引受人を定めることができない入居者は、民法及び任意後見契約に関する法律ほか
に定めるところの「任意後見契約」を締結し、任意後見人を身元引受人とすることができる。

(2) 法定後見制度について

入居者が認知症等により意思能力が低下して、かつ身元引受人が自ら変更を通知できない場合、事業者は、入居者が法定後見制度を利用できるよう助力する。

6. 契約の終了

(1) 入居者死亡による契約終了について

- ① 入居者が死亡した場合、事業者は直ちに身元引受人に連絡する。死亡に関する行政等の諸手続きは、身元引受人が行う。
- ② ホーム内で死亡した場合、事業者は、身元引受人と調整の上、ホーム内で一時的に遺体を安置する。
- ③ ホーム内で通夜及び葬儀は行えない。事業者は、必要に応じ葬祭場を紹介する。

(2) 事業者からの契約終了について

- ① 事業者は、契約終了事由、日付を明記した書面をもって、契約解除の通告を行う。
- ② 事業者は、契約解除通告時に、弁明のための機会を確保すべく日程等を調整する。

(3) 入居一時金の返還額計算方法について

① 入居一時金の返還額計算方法は次のとおりとする。

※ 事業者は、初期償却費として 20%を入居一時金から差引く。

※ 想定居住期間は 5 年とする。

※ 1 円未満の端数は切り捨てる。

【計算根拠】

$$\begin{aligned} \text{返還金額} = & (\text{入居一時金} - \text{初期償却相当額}) \div \text{想定居住期間} \\ & \times (\text{想定居住期間} - \text{契約が解除された日までの居住期間}) \end{aligned}$$

(例) 入居一時金 : 9,225,000 円

入居一時金償却期間 : 5 年 (60 ヶ月)

入居日 : 2019 年 5 月 1 日

契約解除日 : 2022 年 10 月 31 日

入居一時金の返還金額 :

$$2,214,000 \text{ 円} = 9,225,000 \text{ 円} - 1,845,000 \text{ 円} \div 60 \text{ ヶ月} \times (60 \text{ ヶ月} - 42 \text{ ヶ月})$$

※ 償却は暦日に関係なく通常は月単位で行い、入居月及び退去月について入居日数が 1 ヶ月に満たない場合は日割りで行う。

② クーリングオフ

入居者が契約締結日より 90 日以内にクーリングオフを適用される場合は、入居一時金を次の計算により返還する。(1 ヶ月未満は、日割り計算)

【計算根拠】

$$\text{返還金} = \text{入居一時金} - (1 \text{ ヶ月分の家賃相当額} \times \text{入居月数})$$

7. 入居開始日までの取扱について

(1) 入居者が死亡した場合について

① 本契約は死亡した日を持って終了する。

② 事業者は、入居一時金、その他入居者から受領した金額を相続人に返金する。

③ 相続人は、専用居室の改装を行っていた場合、原状回復費用を支払う。

(2) 入居予定日までの入居者の状況について

① 入居者が入居予定日までに傷病等により次のような状況になった場合、入居者、身元引受人は、直ちに事業者連絡する。

a 感染症及び伝染病の疑いがある場合

b 入院した場合

c 要介護認定等を受けた場合

d 要介護認定等により要介護度に変更があった場合

e 定期的な通院が必要になった場合

f 認知症のおそれがある場合

g その他自立した生活が困難な可能性が高くなった場合

- ② 事業者は、①にあるような状況の変化の連絡を受けた場合、入居者もしくは身元引受人と契約継続の意思確認を行う。
- ③ 入居者もしくは身元引受人が契約終了を希望する場合、事業者は、上述「(1) 入居者が死亡した場合について」と同様に取扱う。
- ④ 入居者もしくは身元引受人が契約継続を希望する場合、事業者は、入居者もしくは身元引受人と調整の上、可及的速やかに入居者との面談を行い、入居の可否を判断する。この場合、事業者は、医師等に意見を求めることができる。
- ⑤ ④の面談に加えて、事業者は、入居者に対し一定期間の体験入居を行うよう求めることができる。この場合、体験入居費用は入居者が負担する。
- ⑥ 入居者の契約継続の希望にもかかわらず、事業者が契約終了を通知する場合、入居者は、契約解除に対する理由書の提示を求めることができる。

8. 苦情処理について

- (1) 事業者は、サービスに関する入居者、身元引受人ならびに返還金受取人からの苦情に対して、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- (2) 苦情等に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は次のとおりとする。
 - ① 苦情等は面接、電話及び書面等により随時受け付ける。又、ご意見及び行政機関よりの苦情等を受け付ける。
 - ② 受け付けた苦情等は苦情解決責任者に報告し、苦情申し立てに対して報告を受けた旨を通知する。
- (3) 入居者、ならびに身元引受人、返還金受取人は、(1)の窓口または行政機関・苦情申立機関・紛争解決機関に苦情を申し立てることができる。
- (4) 事業者は、苦情申立を受けた場合、迅速かつ適切に対応するとともに、入居者に対してこれを理由とした差別的な待遇を行わない。

9. その他

(1) 運営懇談会について

- ① 事業者は、運営懇談会を原則として年2回開催する。なお、事業者が臨時の運営懇談会を開催する場合はこの限りでない。
- ② 運営懇談会の議題は次のとおりとする。
 - a 入居者の意見、要望について
 - b サービス提供の状況について
 - c 各年度の収支状況の報告について
 - d 運営規程の改定について
 - e 「月額費用」の改定について
 - f サービス内容の変更について
 - g その他必要と認めた事項
- ③ 運営懇談会の出席者は次のとおりとする。
事業者側：施設長（議長）、事務職員（書記）、スタッフ
入居者側：入居者3名以上

そ の 他：身元引受人、その他事業者が参加を許可した者

- ④ 事業者は、運営懇談会の議事録を作成の上、入居者に周知する。なお、議事録はホームの存続期間保管する。

(2) 体験入居及び見学について

- ① 入居者は、入居希望者等が体験入居または見学のために、事業者の許可を得てホーム内に立ち入ること及び、一部共用施設を利用することに同意するものとする。
- ② 事業者は、体験入居者及び見学者が、入居者の日常生活を侵害することのないように必要に応じ監督する。

共用施設の利用方法

項目	利用時間	利用方法
共用個別浴室 (2・3・4階)	10:00～18:00	お1人ずつ入浴できる個室タイプの浴室が各階に2つずつあります。介護サービスで原則、週2回入浴していただけます。自立の方には、お湯張り等の入浴の準備をいたします。
居室個別浴室 (5階)	原則自由	各居室にユニットバスを設置しております。原則好きなお時間に入浴いただけますが、入居者の安全管理のためにも入浴前後にご連絡をお願いいたします。
機械浴室 (3・4階)	10:00～18:00	一般浴槽での入浴が難しい方に、スタッフ介助のもと機械浴での入浴を提供いたします。
食堂 (2階～5階)	朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00	左記の時間以外は、来訪者や入居者同士の歓談・くつろぎの場など、多目的にご利用いただけます。(22:00まで) ティーサーバーを設置しております。ご自由にお飲みください。
洗濯室 (5階)	8:00～19:00	入居者またはご家族がご利用いただけます。 洗濯洗剤等は入居者にご用意いただきます。 洗濯乾燥機の使用方法が分からない場合は、お気軽にスタッフにお尋ねください。ご利用の際には使用方法を守り、充分気をつけてご利用ください。
エントランスホール (1階)	9:00～18:00	入居者はもちろんご家族やご友人がお越しになられた際にもご利用いただけます。
健康管理室 (2階)	9:00～18:00	入居者の日常の健康管理を行います。左記の時間にて看護師が、ご相談などお受けします。
理美容室		提携事業所による理美容サービスを月に2回行います。

(3 階)		1 階受付にてご予約いただけます。 理美容日 第 2 木曜日・第 4 水曜日 午前
ト イ レ (各階)		トイレットペーパー以外の紙は使用しないで下さい。 紙詰まりを起こすおそれがあります。
汚物処理室 (2 階～5 階)		汚染したシーツなどを一般の衣類と別に、ホーム職員が洗濯いたします。
駐車場 (屋外)		ホーム玄関前に専用駐車スペースをご用意しています。 満車の場合は、ホーム裏側の駐車スペース 1～3 もご利用いただけます。 ※駐車位置は都度スタッフにご確認をお願いします。 ※駐車場内における事故・盗難などの責任は、ホームでは負いかねます。
テラス (2 階・5 階)	9:00～18:00	2 階と 5 階にテラスを設けています。気候の良い時にご自由にご利用いただけます。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
2024 年 6 月 1 日 改定

別添 1

管理費の減額一覧

(税別)

介護度	1 割	2 割	3 割
要支援 1	0 円	0 円	6,000 円
要支援 2	5,000 円	5,000 円	18,000 円
要介護 1	6,000 円	16,000 円	18,000 円
要介護 2	12,000 円	16,000 円	20,000 円
要介護 3	12,000 円	18,000 円	20,000 円
要介護 4	12,000 円	18,000 円	20,000 円
要介護 5	16,000 円	18,000 円	30,000 円

別添 2

入居者の個別選択によるサービス一覧表

(税別)

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし		あり	
区分	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス （利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス （利用者が全額負担）		包含※2	都度※2	料金（税別）※3	備考	
介護サービス									※食堂で過ごされている時は概ね見守りを行います。居室で過ごされている時はケアプランに基づき、入居者の承諾を得たうえで訪室します。緊急時は随時対応します。
食事介助		なし	あり	なし	あり				
排せつ介助・おむつ交換		なし	あり	なし	あり				
おむつ代				なし	あり		○	実費	
入浴（一般浴）介助・清拭		なし	あり	なし	あり				1人週2回程度。状態に応じ清拭を行う。
特浴介助		なし	あり	なし	あり				1人週2回程度。
身辺介助（移動・着替え等）		なし	あり	なし	あり				できない部分を介助。施設備え付けの車イス歩行器等以外の個人機器等は自己負担。
機能訓練		なし	あり	なし	あり				ケアプランに基づき、身体状況に応じた訓練を行う。
通院介助		なし	あり	なし	あり				①協力医療機関：緊急の場合ならびに施設の指定日時に送迎、同行を行う。 ②それ以外：通院介助費用は別途料金負担。交通費は実費
生活サービス									※安全かつ安心して主体的に生活していただけるよう、安否確認、相談、助言などを状況把握・生活相談サービスを行います。
居室清掃		なし	あり	なし	あり		○	500円/15分	居室清掃は週1回、必要な場合はその都度行う。

リネン交換	なし	あり	なし	あり		○	実費	週 1 回行う。汚れた場合は実費負担でその都度行う。
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり		○	実費	洗濯機で対応でき、アイロンがけが不要な衣料について行う。それ以外の衣料については専門業者への取次ぎにつき実費負担。
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり		○	200 円	病気等以外の理由で、居室へ配膳、下膳を行う場合は、各 1 回当たり 200 円（施設に指定を除く）
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり		○	実費	通常の食事以外また外食の費用は実費負担
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○	実費	外部の訪問理美容が提供
買い物代行	なし	あり	なし	あり		○	500 円 /15 分	週 1 回ホームの指定日に近隣のホーム指定の店にて代行する。それ以外は別途料金負担。
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり		○	500 円 /15 分	月 1 回施設の指定日に代行する。それ以外は別途料金負担
金銭・貯金管理	なし	あり	なし	あり				
健康管理サービス								※看護職員等が行います。医療機関等への医療費は自己負担。
定期健康診断			なし	あり				年 1 回希望により胸部レントゲン撮影を実施（無償）
健康相談	なし	あり	なし	あり				適宜行う。
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり				適宜行う。
服薬支援	なし	あり	なし	あり				医師の指示に従って服薬支援を行う。
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり				毎日、専用ソフトに記録する。（電子記録）
入退院時・入院中のサービス								※医療費は別途自己負担。
移送サービス	なし	あり	なし	あり		○	500 円 /15 分	協力医療機関への送迎を行う。それ以外は別途料金負担。介護タクシー等の交通手段は実費負担。
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり			500 円 /15 分	協力医療機関への同行を行う。それ以外は必要に応じて行う。（別途料金負担）
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり		○	500 円 /15 分	必要な場合は適宜行う。（別途料金負担）
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり		○	500 円 /15 分	必要な場合は適宜行う。

その他サービス								
行事（イベント）参加	なし	あり	なし	あり		○	実費	行事（イベント）参加費用を実費負担。
電池交換・電灯交換	なし	あり	なし	あり		○	実費	「電池・電灯の実費＋作業量」として 500 円/15 分を負担
退去時のマットレス消毒	なし	あり	なし	あり		○	2,000 円	ベッドに使用しているマットレスの清掃消毒
退去時のゴミ出し	なし	あり	なし	あり		○	@ゴミ袋 500 円 （作業 込）	ご家族でゴミ袋の手配及び袋詰めが困難な場合は、 45ℓのゴミ袋を準備し対応します。その際はゴミ袋× 1 枚につき 500 円をいただきます。
空室でのご家族の宿泊	なし	あり	なし	あり		○	1 回当 たり 22,000 円	内訳：居室クリーニング 20,000 円、ベッドレンタル 費 1,000 円、リネン一式 1,000 円 ※全て税込価格

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1 割または 2 割、3 割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときには、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1 回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

介護サービス等の一覧表

【凡例】 ●：ホームが必要性を認めた場合に実施

◎：共通

(消費税込)

状態		自立			要支援1・2			要介護1・2・3・4・5		
		費用負担区分			費用負担区分			費用負担区分		
		自立支援費	管理費	その都度徴収	介護保険給付に含むサービス	管理費	その都度徴収	介護保険給付に含むサービス	管理費	その都度徴収
介護サービス										
ケアプラン		-	-	-	●	-	-	●	-	-
安否確認(巡回)2回/日		-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-
食事介助		-	-	-	●	-	-	●	-	-
配膳・下膳(居室)		-	-	●以外200円/1回	●	-	●以外200円/1回	●	-	●以外200円/1回
排泄	排泄介助	-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-
	おむつ交換	-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-
	おむつ代	-	-	●500円/15分	-	-	実費負担	-	-	実費負担
入浴等	一般浴介助	-	-	●500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分
	特浴介助	-	-	●500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分
	清拭	-	-	●500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分
身辺介助	体位交換	-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-
	居室からの移動	-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-
	衣類の着脱	-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-
	身だしなみ介助	-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-
機能訓練		-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-
通院同行・介助		●※1※3	-	※1以外500円/15分+※3	●※1※3	-	※1以外500円/15分+※3	●※1※3	-	※1以外500円/15分+※3
緊急時ナースコール対応		-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-
生活サービス										
家事	居室清掃	●1回/週	-	2回目を以降500円/15分	●1回/週	-	2回目を以降500円/15分	●1回/週	-	2回目を以降500円/15分
	日常の洗濯	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を以降500円/15分
理美容		-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
代行	買い物(1km以内)	●※3	-	交通費、商品代実費	●※3	-	交通費、商品代実費	●※3	-	交通費、商品代実費
	役所手続き(介護保険関連)	●※3	-	●以外500円/15分※3	●※3	-	●以外500円/15分※3	●※3	-	●以外500円/15分※3
健康管理サービス										
胸部レントゲン撮影(希望者)		-	◎1回/年	-	-	◎1回/年	-	-	◎1回/年	-
健康相談		-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-
生活指導・栄養指導		●	-	-	●	-	-	●	-	-
服薬支援		●	-	-	●	-	-	●	-	-
医師の往診		-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
入退院時、入院中のサービス										
	医療費	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
	入院時洗濯代行 ※1	-	-	●500円/15分 ※2	-	-	●500円/15分 ※2	-	-	●500円/15分 ※2
	入退院時の同行	●	-	-	●	-	-	●	-	-
	入院時の見舞い訪問	●1回/週	-	2回を以降500円/15分	●1回/週	-	2回を以降500円/15分	●1回/週	-	2回を以降500円/15分
	移送サービス	●	-	※1以外実費負担※3	●	-	※1以外実費負担※3	●	-	※1以外実費負担※3
その他サービス										
生活関連	レクリエーション・アクティビティ	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
	生活相談	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-
	外出時同行	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3
	リネン交換	●1回/週	-	500円/15分	●1回/週	-	500円/15分	●1回/週	-	500円/15分
	リネン代	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
健康 代理受診		-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3
居室移動(引越):個人の希望時		-	-	原状回復費+引越費用実費	-	-	原状回復費+引越費用実費	-	-	原状回復費+引越費用実費
取次	クリーニング・宅配便の取次	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-
	来客の取次ぎ	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-
	日用品宅配の取次	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-
その他	ご家族等の食事(朝食、昼食、夕食)	-	-	朝食 500円	-	-	朝食 500円	-	-	朝食 500円
				昼食 700円			昼食 700円			昼食 700円
				夕食 800円			夕食 800円			夕食 800円
	行事	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
	電池交換・電灯交換	-	-	実費負担+500円/15分	-	-	実費負担+500円/15分	-	-	実費負担+500円/15分
	ナースコール破損取替・便座高さ調整	-	-	実費+500円/15分	-	-	実費+500円/15分	-	-	実費+500円/15分
	空き居室にご家族等が宿泊する場合	-	-	22,000円	-	-	22,000円	-	-	22,000円
	退去時マットレス消毒	-	-	2,000円	-	-	2,000円	-	-	2,000円
	退居時のゴミ出し	-	-	ゴミ袋×※500円 ※4	-	-	ゴミ袋×※500円 ※4	-	-	ゴミ袋×※500円 ※4
その他申し出事項		-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3

注：各サービスについては、事前に予約が必要なものがございますので、個別にご確認が必要です。

※1 提携病院に限ります。

※2 施設が指定した場合を除きます。

※3 別途、スタッフ交通費実費が必要です。(事前の申し込みが必要です)

※4 ご家族での対応が困難な場合に施設が45ℓのゴミ袋を準備し対応します。その際はゴミ袋1枚につき500円(税別)をいただきます。